

【事務連絡】

令和6年4月9日

短期入所事業所 管理者様

川西市福祉部障害福祉課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う重度障害者支援加算改定  
の取扱い及び対応方法について（通知）

平素は当市の障がい者福祉行政にご協力頂きまして、誠にありがとうございます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、短期入所サービスについては重度障害者支援加算が以下のとおり新設され、令和6年4月提供分より請求が実施されることとなります。

ついでには、現在の短期入所サービス受給者は受給者証の差替えが必要となりますので、以下の対応方法にて、ご確認の程よろしくお願いいたします。

記

- 重度支援加算：1 区分6に該当し行動関連項目10点以上（Ⅰ）  
2 区分6に該当し行動関連項目18点以上（Ⅰ18点以上）  
3 区分4若しくは区分5に該当し行動関連項目10点以上（Ⅱ）  
4 区分4若しくは区分5に該当し行動関連項目18点以上（Ⅱ18点以上）

対応方法：区分4以上の対象者で重度加算の対象となる方について受給者証の差替えを行います（加算対象とならない方については差替えは行いません）。受給者証は4月中までに受給者の送付先として登録されている場所へ送付されるため、受給者本人や支援者等より確認して下さい。請求時に確認が取れていない場合は当課へ連絡して下さい。

川西市福祉部障害福祉課

障害福祉サービス担当

連絡先：072-740-1178

mail：kawa0149@city.kawanishi.lg.jp